令和5年　労 働 災 害 発 生 状 況（令和5年5月末現在）

（休業4日以上の死傷者数）

常総労働基準監督署

業種別

業種 ＼ 年		5年 死亡	5年 休業	4年 死亡	4年 休業	同期比 死亡	同期比 休業
製造業	食料品		15		19		−4
	木材・木製品		2		1		1
	化学工業		4		3		1
	金属製品		9		9		
	一般・電気・輸送用機械		3	1	4	−1	−1
	その他		7		50		−43
	小　計		40	1	86	−1	−46
建設業	土木工事		1		3		−2
	建築工事（木造除く）		3		8		−5
	木造建築工事		1		2		−1
	その他の工事				1		−1
	小　計		5		14		−9
陸上貨物運送事業			16		31		−15
畜産業			1		2		−1
小売業			5		4		1
社会福祉施設			6		38		−32
飲食店			3		1		2
その他			20		24		−4
計			96	1	200	−1	−104

中小企業事業者の皆さまへ　　令和５年度（２０２３年度）版

「令和５年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和５年度エイジフレンドリー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増えています。
- 「**高年齢労働者の労働災害防止コース**」では、高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「**コラボヘルスコース**」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請期間　令和５年６月12日～令和５年10月末日

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（※１） （３）**高年齢労働者（６０歳以上）**を常時１名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（※１） （３）労働者を常時１名以上雇用している（高年齢者労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。）
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	１／２	３／４
上限額	１００万円（消費税を除く）	３０万円（消費税を除く）
注意事項	※２コース併せての上限額は**１００万円**です。 ※２コース併せた申請の場合は、**必ず２コース同時に申請**してください。**（月を変えて別々の申請はできません）**。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。	

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

例年、申請期間より前に締め切りされるため お早めにご検討ください。

月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
5年	25	28	20	14	9								96

年齢別

	件数	率（%）
～19歳		
20～29歳	17	17.7%
30～39歳	13	13.5%
40～49歳	19	19.8%
50～59歳	21	21.9%
60歳～	26	27.1%

規模別　事故の型別

業種		規模～九人	四九人～一〇人	九九人～五〇人	規模～一〇〇人	転落・墜落	転倒	激突され	巻込まれ・挟まれ	こすれ・切れ	交通事故	動作の反動	その他	合計
製造業	食料品		3		12	1	4		5	2			3	15
	木材・木製品		1		1					1		1		2
	化学工業	1	1	1	1	1			1			2		4
	金属製品	2	3	2	2				3			4	2	9
	一般・電気・輸送用機械	1	1		1				3					3
	その他		4	2	1	1		1	1	1		2	1	7
	小　計	4	13	5	18	3	4	1	13	4		9	6	40
建設業	土木工事	1				1								1
	建築工事（木造除く）	3					1			1		1		3
	木造建築工事		1							1				1
	その他の工事													
	小　計	4	1			1	1			2		1		5
陸上貨物運送事業		4	8	4		5	4	1	1		1	3	1	16
畜産業				1		1								1
小売業		1	3	1			2		1		2			5
社会福祉施設			3	1	2		1					2	3	6
飲食店			3				2					1		3
その他		1	3	3	13	1	4					3	12	20
計		14	34	15	33	11	18	2	15	6	3	19	22	96

※　数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、（　）内は死亡者で内数です。

※　陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。